

第一常任委員会報告

委員長 鈴木多津枝

今年度の国保税率 (本算定) を決める国民健康保険税条例の一部改正と、それに伴う国民健康保険特別会計補正予算が付託され、ともに可決されました。

1人当たり平均国保税額、医療費などの推移は？との質問に、国保平均税額は18年度5万927円、19年度5万3千786円、20年度5万6千58円。医療費は18年度しか出ていないが20万7千478円が増えていて、18年度の医療費平均は県下で20位、国保税額は最下位、基金保有額は年々増え、急激な負担増を避けるものです。担当課より19年度に県からの特別交付金を余剰金として国保の基金に2千500万円積立てた分から407万円取り崩して税率を下げた。今後5年間、同様の措置をとりたい。19年度の繰越金が1億2千918万円と確定し、歳入歳出の見込額から必要税額を算出し、当初予算を補正

また、今後も負担増を避けるために基金を取り崩して繰り入れる措置を続けるなら、基金条例の改正が必要では？との質問に早速取り組みたいとの答えがありました。

(20年度：6月補正予算資料)

平成20年度と平成19年度の国保税率の比較

	H19年度		H20年度 (専決・仮算定)			H20年度 (本算定)			19年度と本算定との比較増減
	医療	介護	医療	支援	介護 (据置)	医療	支援	介護 (据置)	
均等割 (1人につき)	18,600円	8,220円	14,100円	6,500円	8,220円	14,100円	5,100円	8,220円	600円
	26,820円		28,820円			27,420円			
平等割 (1世帯)	22,680円	6,720円	15,900円	7,780円	6,720円	15,900円	6,780円	6,720円	0円
	29,400円		30,400円			29,400円			
所得割	5.15%	1.22%	3.01%	1.50%	1.22%	3.01%	1.45%	1.22%	-0.69%
	6.37%		5.73%			5.68%			
資産割	31.50%	10.31%	20.10%	10.40%	10.31%	20.10%	10.50%	10.31%	-0.90%
	41.81%		40.81%			40.91%			
限度超過額	530,000円	90,000円	470,000円	120,000円	90,000円	470,000円	120,000円	90,000円	60,000円
	620,000円		680,000円			680,000円			

第二常任委員会報告

委員長 杉本道生

6月議会において第2常任委員会に付託された議案「川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」と「川根本町飲料水供給施設条例の制定について」報告します。

高齡化や人口の減少等により管理が困難な施設が多くなっているで、町直営で管理運営するための条例改正です。町が全額負担する大規模修繕は30万円以上で、戸数5〜6戸の場合20万円以上の説明がありました。ウツドハウスおろくぼの水道使用量は指定管理者が町へ支払うとの事です。

給水条例の改正は、合併以来続いてきた、一國二制度の廃止に伴うもので、料金体系の改定が主な内容です。

担当課職員の適切な口径が多く、平均水道使用量は50m³くらいとの説明がありました。審査の結果、委員会採決では、2議案とも全員賛成で可決しました。

飲水施設条例は、現在、町内に17ある施設を、それぞれの地区に管理を委託しているが、

